

日本バプテスト連盟靖国神社問題特別委員会

ヤスクニ通信 Yasukuni NEWS

郵便振替口座：00130-9-101803 加入者名：バプ連ヤスクニ委員会 〒114-0034 東京都北区上十条 4-9-18 東京北キリスト教会気付

巻頭言

日本バプテスト連盟靖国神社問題特別委員会委員長
福島主のあしあとキリスト教会 大島博幸

2月8日に行われた「第51回衆議院議員選挙」では、高市早苗首相の人気の影響で、自民党が単独で衆議院の3分の2を超える結果となりました。この選挙は、「憲法改正（改悪）」が争点ではありませんでしたが、議席の3分の2を超えた既成事実を得て高市首相は、「消費税ゼロ」を復活し、「国旗損壊罪」や「スパイ防止法」の制定、さらには「改憲に挑戦」と言い出しました。そもそも今回の衆議院解散と選挙の理由がよくわかりません。高市首相は、公示日に福島県に入り、そこでこのように語りました。「(政権は)不安定だ。はっきり言って行き詰っている。私の新しい政策を反映した予算や法律の審議が始まる前に(信を)問うてみなければ、だまされ『首相にしてください』と言っているようなものだ」。つまり、行き詰まり解散のゆえに、「私がいなか、他の人がいなか選んでほしい」とか「私が内

閣総理大臣でよいかどうか、主権者たる国民の皆さまに決めていただくしかない」と開き直ったのです。分かりやすく、ハキハキして、笑顔が明るい。何かしてくれそう。このような姿が受けたのでしょうか。本当は何も分からないのですが。

この、史上初の女性総理大臣として高い人気の高市首相が語った、「国民の皆様」という言葉に、「政教分離」や「思想・信教の自由」を訴える私たち、「武力によらない平和構築」や互いの違いを認めて「多文化共生」に生きようとする私たちは入っているのでしょうか。もしかしたら私たちは、この選挙結果から「日本人のための日本を取り戻そう」と語られた言葉を受け、多数派となった人々の仮想敵、相対する側に置かれているのかもしれない。以前にも増して私たちは、ますます少数者となりました。しかし圧倒的多数の前に、イエスに従う者として少数者であることを誇りに思いたいのです。「小さな群れよ、恐れるな。」(ルカ12章32節)とのイエスの言葉と真理を身に受けてイエスに従い、これからは諦めず、たゆまず祈り、訴えることを止めず、学ぶこと、共に生きる歩みを続けたいと願います。

声 「スパイ防止法」および 「国旗損壊罪」に反対する信仰声明

2026年3月6日発表

「あなたたちは真理を知り、
真理はあなたたちを自由にする。」
(ヨハネによる福音書8章32節)

2026年2月8日に行われた衆議院議員総選挙においては、自由民主党が単独で衆議院議席の3分の2以上を占める結果となりました。これにより同党は、憲法改正案を単独でも国会に発議し得る政治勢力となったのみならず、日本維新の会との政策協定を背景に、国の将来を左右する重要法案であっても、十分な熟議を経ることなく、いわば「数の力」によって成立させかねない状況にあります。私たちはこの事態を、立憲民主主

義の根幹に関わる極めて深刻な問題として受け止めています。

国会は本来、多様な意見を尊重し、十分な審議を通じて合意形成を図るべき場です。しかし現在、その国会が、時の政権による安全保障政策、さらには「戦争準備」とも言うべき法制度を、一方的に押し進める場へと変質しつつあるのではないかという強い危惧を抱かざるを得ません。

とりわけ私たちは、こうした強大な政治権力のもとで、「スパイ防止法」の制定および「国旗損壊罪」を新設する刑法改定が、十分な国民的議論や慎重な審議を欠いたまま進められようとしていることに、深い憂慮を覚えています。これらの法案は一見、国家の安全や象徴の尊重を目的とするものに見えますが、その本質においては、国家権力が市民の信教の自由、思想・良心の自由、表現の自由に介入し、主権在民に基づく民主

主義を形骸化させる重大な危険性を内包しています。

私たち日本バプテスト連盟靖国神社問題特別委員会
は、主イエス・キリストのみを良心の主と告白する信仰
の立場から、圧倒的多数の議席を背景として進められ
るこれらの法整備が、日本を再び「戦争をする国家」
へと変質させる重大な一歩となり得ると捉え、強い危
機感と憂慮を表明します。そして、「信教の自由・政教
分離の原則」を信仰の柱とし、「思想・良心の自由」「表
現の自由」を大切に歩んできた立場から、民主社会を
将来世代に引き継ぐためにも、これらの法案の制定に
断固反対する立場をここに明らかにします。

1. 国家による「秘密」の絶対化がもたらす 民主主義の危機

「スパイ防止法」は、1985年に世論の強い反対によっ
て審議未了廃案となった「国家秘密に係るスパイ行為
等の防止に関する法律案」、ならびに2013年に制定さ
れた特定秘密保護法とも連続性を持つものと理解され
ます。これらはいずれも、国家が「秘密」を指定し、
その取扱いを理由として市民の行為や思想、さらには
信仰や良心にまで介入・処罰し得る体制を構築しよう
とする点に共通の危険性をはらんでいます。

とりわけ危惧されるのは、国家が「何が秘密であるか」
を独占的に決定する権限を拡大し、その範囲を際限なく
広げていく可能性がある点です。情報の主権は本来、
国民にあります。国家が恣意的に秘密を拡張すること
は、国民の知る権利を奪い、批判や検証を困難にし、
結果として市民を沈黙と服従へと追い込みます。「国家
の安全」の名の下に不都合な真実が覆い隠されるとき、
政治の透明性は失われ、権力の暴走を食い止める手立
ては奪われます。真理を重んじる私たちは、情報の秘
匿が人間の尊厳を損ない、主権者を管理の対象へと貶
めることを決して容認できません。

2. 「適性評価」と「外国代理人登録」による 良心への介入

これらの法整備の核心には、情報に接する人々や、
海外と関わりを持つ市民団体を国家が審査・監視する
仕組みが含まれています。いわゆる「適性評価（身辺
調査）」は、犯罪歴にとどまらず、経済状況、精神状態、
交友関係、家族背景にまで及ぶとされ、プライバシー
の権利を著しく侵害します。さらに、特定の思想や宗
教的活動が「危険因子」と見なされるならば、思想・

良心の自由、信教の自由、表現の自由は根底から脅か
されます。

また、海外から資金提供を受ける団体を登録・監視
の対象とする「外国代理人登録」の動きは、国際的な
連帯のもとで平和や人権のために働く宗教団体や市民
団体を、根拠なく疑念の目にさらし、社会的に孤立さ
せかねません。これは、かつて「治安維持法」のもと
で異なる思想や信仰が排除され、教会が沈黙を強いら
れた歴史を想起させます。私たちは、国家が個人の良
心に踏み込み、選別し、管理しようとするいかなる試
みにも強く抗議します。

3. 「国旗損壊罪」と象徴の神聖化への拒否

「スパイ防止法」が情報の支配を志向するものであ
ると同様に、「国旗損壊罪」の新設は、精神の統制を
完成させるものと言えます。「損壊」の基準は客観的に
明確とは言い難く、その曖昧さ自体が市民の信教の自
由や表現の自由を萎縮させます。とりわけ、国旗の「尊
厳」や「国民感情」を基準とするならば、それは行為
ではなく内心を裁く法となり、民主主義と両立しません。

バプテストの信仰において、究極の敬意を捧げる対
象は唯一の神のみです。国家の象徴を聖域化し、それ
への批判的意思表示を罰することは、事実上の「国家
神道」の再来であり、信仰者に「偶像崇拜」を強いる
ものです。かつて「日の丸・君が代」を掲げて侵略戦争
へと突き進んだ痛苦の歴史を想起するとき、象徴の不
可侵化が排他的な愛国心を煽り、少数者の良心を抑圧
する装置となることを、私たちは深く心に刻んでいます。

4. 戦争責任の告白と預言者的使命

私たち日本バプテスト連盟は1988年の「戦争責任
に関する宣言」において、戦時下で国家の欺瞞を見抜
けず、戦争遂行に加担した罪を公に告白しました。今
また、「スパイ防止法」と「国旗損壊罪」が同時に進
められている現実には、「武力による威嚇」を放棄した憲
法精神（憲法第9条）が空洞化しつつあることを示
しています。戦争は常に、情報の隠蔽と人々の精神的
動員から始まります。これらの法整備は、平和を損ない、
他者への不信と対立を拡大させるものです。

「平和を造り出す者は幸いである」（マタイによる福
音書5章9節）とのイエス・キリストの招きに応え、私
たちは、武力と武力による抑止力を絶対化し、国家を
神格化するいかなる道にも断固として「否」と言い続
けます。

5. 主権在民と信教の自由・政教分離を守るために
バプテストが歴史の中で守り抜いてきた信教の自由と政教分離の原則は、国家が神の座に就くことを拒むための知恵です。国家が秘密に覆われ、個人の内面を審査し、象徴を聖域化するとき、その国家はもはや市民に仕える存在ではなく、支配する擬似神となります。

沈黙が同意を意味する時代にあつて、私たちは少数者であっても真理を語る責任を負っています。これらの法案が、基本的人権を侵し、民主主義を形骸化させ、平和を脅かすものであるとの確信のもと、私たちは声を上げ続けます。

新たな戦争準備と靖国神社

— 高市政権というディストピア —

2025年度委員会公開学習会 2月23日開催
講師：斎藤小百合さん（恵泉女学院大学）

はじめに ～「法の支配」が融解していく世界で

- 「法匪」…… 法律、字義を操って法律そのもの、法文そのものの意図するところとはかけ離れたことを主張すること*1。恣意的な法解釈
- 米トランプ大統領（ベネズエラへの攻撃につき）「私には国際法は不要」（26.1.8 ロイター等）
- 【法】とは……「グルになっている集団を徹底的に解体して、追い詰められた一人の人に徹底的に肩入れするのが、本来の「本来」と付いた、意味深だねえ」法です。*2

1. 「自民党総裁」となるまでの高市氏

- 小泉純一郎が現職首相として6年連続（2001～06年）で靖国神社に参拝した時期の「小泉総理の靖国神社参拝を実現させる超党派国会議員有志の会」会長
- 第一次安倍内閣時、内閣特命担当大臣（2007年）現役閣僚でただ一人 8.15 に靖国参拝
- 日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会（教科書議連）創立メンバー
- 日本会議国会議員懇談会（日本会議議連）発足当時のメンバー・現副会長
- 2012年、タレントの親族の生活保護受給をめぐる、「さもし顔して貰えるものは貰おうとか弱者のフリを

結びに

私たちは、国家が情報の門番となり、精神の審判者となることを拒否します。すべての人の良心の自由が守られ、隠されたものが明るみに出される開かれた社会こそが、真の安全と平和をもたらすと信じます。この時代にあつて、主イエス・キリストが示された平和と自由の道を歩み続け、隣人の尊厳を守るために行動することを、ここに宣言します。

2026年3月6日

日本バプテスト連盟 靖国神社問題特別委員会

して少しでも得しよう、そんな国民ばかりになったら日本国は滅びてしまいます」（創生「日本」研修会にて）→ 受給者へのバッシングを煽る

- 2014年8月 自民党総務会長時、官房長官に対し『「慰安婦問題」に関する適切な対応を求める申し入れ」…… 不当に貶められた先人の名誉を回復すること、現在及び未来に生きる日本人の誇りを守ること云々）→ 「河野談話」の見直し要請 → 2014年4月の教科書検定基準改定（政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述）と相まって2021年4月「閣議決定」に
- 民主党政権時の外国人地方参政権法案に関連し、「在日朝鮮人の渡来および引き上げに関する経緯、特に戦時中の徴用労務者について」、「徴用労務者 245人説」という外務省資料を用いて質疑…… 外村大『朝鮮人強制連行』により数値の根拠の巧妙な操作を指摘、「冷戦期のプロパガンダ」と指弾されている
- 2016年2月総務大臣時、放送局に対し放送法4条に定める「政治的公平性」を欠く放送を繰り返した場合、電波法に基づき電波停止を命じる可能性に言及*3
- ↑上記答弁に先立ち、2015年5月に放送法4条の解釈を巡り…… TBS系「NEWS 23」（14.11.18 放送）に出演した安倍氏の「（アベノミクスに批判的なインタビューばかりなのは）おかしいじゃないですか」発言を受けて、自民党が選挙報道の「公平中立」を求める文書を報道機関に送付した等の動きを背景に、新解釈による政治的介入を模索する経緯についての総務省作成の行政文書が野党議員から提示 → 高市「全くの捏造」、「悪意を持って捏造されたもの」と否定。「怪文書だ」と主張し、小西議員から大臣辞職を迫られ、「結構だ」*4
- 政府にとって都合の悪い情報の伝播につき、メディ

アに介入することへの強い懸念

- ミソジニー（女性蔑視）や女性懲罰的な考えが蔓延する男性中心的な社会で、それに抗い変えようというよりは、それに拘束されながら「おっさん政治」に過剰同一化することで右翼政治エリートとして頭角を現し、生き抜いていく戦存戦略に長けてきた女性
- 25.10.10 公明党が政権離脱表明 → 極右勢力参政党・日本保守党への協力要請
- 高市政権（発足時）の構成／幹事長代行・萩生田光一……裏金で政策秘書が略式起訴、罰金30万円。統一教会八王子家庭教会との継続的関わり。「TM報告書」では高額品の授受や安倍氏への橋渡し役など／官房長官・木原稔……神道政治連盟国会議員懇談会事務局長代理／経済担当大臣・木内実……前出事務局長／女性初だが入閣は女性2名、片山さつき財務大臣……前出議連や日本会議議連に加え尖閣諸島を守る会特別顧問等／小野田紀美経済安全保障担当大臣……排外主義の急先鋒

2. 日本維新の会との「連立合意」に見る高市政権のこれから

- 「国論を二分する政策」にも大胆に「挑戦する」……憲法改正への強い意欲
- 〈連立政権合意書12項目〉……ほぼ維新の主張を反映。但し維新は、それまで掲げていた「企業団体献金の完全廃止」をひっこめ「衆議院議員定数1割減」を盛り込む
- 〈同上 三、皇室・憲法改正・家族制度等〉……天皇制における「男系男子」執着+同一戸籍・同一姓の原則という家父長制の維持 → ジェンダー平等や個人の尊重という憲法的価値からの後退
- 緊急事態条項を盛り込む憲法改正、「日本国国章損壊罪」の創設
- 〈同上 四、外交安全保障〉……戦略三文書の改定、外務省に「和平調整室」設置、VLS（垂直発射システム）搭載潜水艦の保有（反撃能力の強化）、「防衛装備移転三原則の運用方針」の五類型（救難、輸送、警戒、監視、掃海）撤廃、防衛産業の国営民間操業化、自衛官の処遇改善等 → 外交安全保障にはほぼ「外交」方針はない。軍事力強化のみが際立つ
- しかし、憲法九条への言及はない
- 自衛官の処遇改善・人的基盤の抜本的強化……自衛隊の「階級」、「服制」および「職種」等の「国

際標準化」と言うが、自衛隊の階級は既に英語表記では国際標準（ex. 一佐は Colonel で各国の大佐と同ランク）を使用→専守防衛に徹するのであれば、連携する他国の部隊相互の「格」（軍隊内でのクラス）に配慮必要なし → 「普通の軍隊」として他国と一体化して「闘う」からこそ必要となる階級の整備 = 自衛隊を名実ともに軍隊にすること

- それには憲法改正が必要だが、実質的な軍隊化と大軍拡が先行
- 26年度予算の防衛費は初めて9兆円を超え、国民には「防衛特別所得税」まで
- 「非核三原則」の緩和
- 25.11.7 衆議院予算委員会にて「戦艦（！）を使って、そして武力の行使も伴うものであれば、これはどう考えても存立危機事態になり得るケースであると私は考えます」……2015年の安全保障法制（戦争法）の審議において、台湾海峡や台湾周辺がケースとして挙げられたことはなかった
- 「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し」と要件を広げたが、それでも「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃」がなければ要件を満たさない……「台湾」はこの「他国」に該当しない
- 「安全保障環境」という言葉の怪しさ……戦争・紛争とは自然現象ではなく、人為的なもの。高市首相「存立危機発言」が証左

3. 「靖国」と自衛隊

- 米国のために米軍の盾となって自衛官が死んでいくのか
- 安保関連三文書（+改定）の具体化の先に「自衛官の命」
- 「兵器は持てば使いたくなる」もの → 「使えば」どうなるか？
- 国民保護訓練・防衛力整備計画……自衛隊「人的基盤の強化」、さらに「医官・看護官」の拡充が挙げられている → 確実に犠牲になる自衛官が出ること（戦傷医療における死亡への対処を具体的に想定）への準備 → 「殉職自衛官」の取り扱いが切実な課題に → 防衛省敷地内の「メモリアルゾーン」？
- メモリアルゾーンでは足りないと感じさせるのは？ → 「靖国」的なものへの欲望^{※5}。高市早苗発言……「その環境を整えるために努力している。まず同盟国に、そして周辺諸国にもちゃんと理解を得る。互い

に国のために亡くなった方々に敬意をささげる環境をつくるのが私の仕事だ」※6 / 「日本国のトップになるようなことがあったら、ずっと参拝を続けたい思いだ」、「途中で参拝を止めたり、中途半端なことをするから相手がつけあがる面はある。どんなに批判されても淡々と続ける」※7

- 執念による独断と知識不足に基づく軽率さ
- 2024年1月 陸自幹部の集団参拝…… 部隊参拝を禁止した防衛事務次官通達違反（1974年）も、公用車の使用のみを不適切として幕引 → 同年4月、元海上自衛隊海将・大塚海夫氏が靖国神社の宮司就任、元陸上幕僚長・火箱芳文氏の「国家の慰霊施設としての靖国神社の復活を願う」論稿 → 旧軍（天皇の軍隊！）への回帰志向？
- 2012年自民党憲法改正草案…… 自衛隊を憲法上認知し、政教分離の「壁」を低くする
- 25.5参政党「新日本憲法（構想案）」
- 「日米同盟の新たな黄金期」？…… 日米安全保障条約体制→米国への従属体制からの脱却をこそ

〈武力攻撃に至らない侵害「グレーゾーン事態」〉
米軍の武器等防護、治安出動など

〈重要影響事態〉

日本周辺に限らず、重要な影響を与える事態に
米軍支援活動が可能

〈存立危機事態〉

第三国への攻撃であっても、それにより日本の
存立が脅かされ、国民の生命や権利が根底から
覆される明白な危険がある

〈「武力攻撃事態」〉

日本への武力攻撃が発生または発生する
明白な危険が切迫している

4. 着実に軍事化が憲法論議なしに進展

- 2003年・有事法制 → 2013年・秘密保護法制定 → 2014年・集団的自衛権の行使容認閣議決定 → 2015年・安全保障法制 → 2016年・通信傍受法 → 2022年・重要土地利用規制法、安保関連三文書改定（防衛力の抜本的強化）、敵基地攻撃能力保有 → 2023年・防衛移転三原則抜本改定…… イギリス・イタリアとの次期戦闘機開発、第三国への輸出 → 2025年度防衛予算8.5兆円（長距離ミサイルトマ

ホーク400発含む）→ 2025年4月・自衛隊と在日米軍の一体化（自衛隊：統合作戦司令部発足、在日米軍：統合軍司令部創設）

- 専守防衛 → 敵基地攻撃能力保有
- 非核三原則 → アメリカの「核の拡大抑止」（24.7.28 日米2+2閣僚会合）→ 緩和？ 首相官邸幹部の核保有発言
- 国際紛争等を助長しないための武器輸出の禁止 → 「死の商人国家」へ？
- 防衛力整備計画「防衛力の抜本的強化」→ 2023年度から5年間で43兆円の防衛費
- 「高額兵器の大量購入から防衛構想が決まる」ような転倒した発想…… 自衛隊周辺からも「積み上げられていない」、「砂糖の山にたかるアリのようだ」と警鐘
- 「会計検査院、2023年度の米国からの対外有償軍事援助（FMS）の契約額が約1兆3,867億円（2018年度と比べて3倍以上の増加）、長期間未納・納入後の不具合発覚」（26.2.9 東京新聞）
- 沖縄石垣島、宮古島、奄美大島等、ミサイル部隊の配備→全国各地に1,600発ものミサイルを配備 → 大型弾薬庫建設（熊本健軍、大分湯布院、京都祝園、北海道の複数等全国70カ所）
- 秘密保護法からセキュリティ・クリアランス（重要経済安保情報保護活用法）へ（cf. 海上自衛隊を中心とした特定秘密の不適切取り扱い）、25.5サイバー対処能力強化法成立+スパイ防止法？ = 「軍機保護法」体制の完成か？
- 「成長戦略」としての軍需産業強化、連立政権合意GOCO（国有施設民間操業）
- 自衛隊を戦争をする軍隊にする → **日本全体を戦争をする国にする**
- 生活の全領域に及ぶ「切れ目のない安全保障法制」= 『「自衛」の概念が水平的に拡張し、広義の自衛にあたる政策等の整備が、経済・情報・サイバー・宇宙・学術・地方自治、そして米国との同盟強化といった他領域で、総合的に推進されることとなった。』※8 …… 安全保障はもはや狭義の軍事に限定されない / 社会生活の全領域における「軍事的合理性」の支配 / 「9条的価値」が毀損されているのに、9条適合性を正面から問う機会は失われてきた（憲法論からの切離し）
- 戦争を志向する政府（周辺）言論が溢れ、浸透 → 馴致されてしまう（ユビキタスな「高市」ポスターと

その言説、代弁者) → 生活の全面的軍事化への編入 → 個人の自律的な生の諸条件が剥奪された状況に (cf. 日本国憲法における政教分離原則と平和主義の不可分性)

- もはや憲法「解釈」では及ばない = 解釈しようがない → なので説明する事さえしない。タガが外されてしまった

5. 立憲主義の核心としての政教分離原則

- 立憲主義の歴史的淵源 …… 血で血を洗う宗教戦争 (ex. 独・三十年戦争で人口が 1,600 万人から 1,000 万人に) → 自分にとって自身の生存が関わっている程に (無くては生きていられない) 大切な信仰だからこそ、命を懸けて守り抜こうとする。激烈化し争いは泥沼化 → 「ひとつの政治的共同体をひとつの宗教でまとめ上げる」発想を棚上げにする。そうしないと血で血を争う殲滅戦争は終わらない = 政治の領域と宗教の領域を「分離」する **【政教分離原則】**
- ひとつの政治的共同体をひとつの宗教でまとめ上げることを断念し、政治的共同体の中で、「自分にとってすごく大事な信仰」のうえで「異なる他者」とも、共に生きていく = 異なる他者と共に生きる社会の構想 **【立憲主義】**
- 外見的立憲主義に留まった大日本帝国 …… 核心であるべき「政教分離原則 (信教の自由)」について、致命的な欠陥を内包 (大日本帝国憲法第 28 条) → 「神社非宗教論」、「祭政一致の軍事国家」を容認
- 日本国憲法における政教分離原則と平和主義の不可分性 …… 日本社会の「アンシャン・レジーム」としての祭政一致の軍事国家 (= 靖国体制) → 9 条・非軍事化によりはじめて「批判の自由」を獲得し得た = **9 条〈平和主義〉と 20 条〈信教の自由、政教分離原則〉は一体**
- 負の遺産としての帝国主義・植民地主義 (その象徴が「靖国」) → 軍事力・経済力・家父長制暴力 → いずれも「力」によって優位に立ち、相手 (多くの場合、対等とは見なさず非人間化する) を服従させようという発想 …… これを構造的・徹底的に廃棄するのが **日本国憲法という【未完のプロジェクト】**
- 「靖国神社」という暴力 …… 誤った国策の犠牲となることを隠蔽しつつ、美化された死を強制
- 「かつて国は、死んだら靖国に祀ると約束した。その約束を守らなければならない」 …… その「国」とは

「万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」の大日本帝国 → 「国民感情」や「遺族の心情」(と重なる事もあり得るが、本質的には入り込む余地のない) とは超然独立した大日本帝国

- そもそも「ナショナル・アイデンティティ」的なものは立憲主義と原理的に衝突 …… 自分を形作っている、自分にとって大切なアイデンティティであっても、「問い直す・手放す」ことを要請するのが **【立憲主義】**
- 日本国憲法という「未完のプロジェクト」= **【異なる他者と共に生きる社会の構想】**
- わたしたちは、どんな社会に生きていきたいか、どんな社会を残したいか

おわりに

- 「新しい戦前が始まる一九三〇年代」を規定した「重臣イデオロギー」(丸山眞男) …… 政治的力関係の変動によってその内容、実体的な内容が変化していく。したがって変化の振幅が非常に大きい状況依存的なイデオロギー/実体的内容の非常に希薄なイデオロギーであり、状況依存的なイデオロギーであって、したがって、現実にとだ流されていく現実追隨的なイデオロギー^{※9}
- 丸山にとっては民主主義は単なる多数者支配ではない。多数者というものは、一体性をもった同質的な The majority としてではなくて、さまざまな「少数者」、複数の minorities に分節化して具体的に捉えなければならない。つまりその意味で、デモクラシーというのは **majority rule** ではなくて、**rule of the minorities** なのだ。^{※9}
- さまざまな the minorities
- 「最悪な平和はどんな戦争よりましだ」の痛切さ
- 「終わったというのなら、また始めましょう。始めるのはわたしであり、あなたです」(16.8.15 SEALDs 解散)
- 「# ママ戦争止めてくるわ」 …… このハッシュタグは今からが本番。何も終わっていない。今から、です。

※1 濱田邦夫公述人 第 189 回国会 参議院 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会公聴会 第 1 号 2015 年 9 月 15 日

※2 木庭顕『誰のために法は生まれた』朝日出版社 / 2018

※3 第 190 回国会 衆議院 予算委員会 第 9 号 2016 年 2 月 8 日

- ※4 第211回国会 参議院 予算委員会 第4号 2022年3月3日
- ※5 岩田清文(元陸上幕僚長) 社報『靖國』2023年11月、産経新聞 2024年1月
- ※6 2026.2.8 衆議院選後のフジテレビ選挙特番「Live 選挙サンデー」内、橋下徹氏による靖国神社参拝に関する質問に対して
- ※7 2022.2.19 自民党政調会長時「靖国神社崇敬奉賛会」主催のシンポジウムでの発言
- ※8 青井未帆「安全保障から消失した憲法論」(『世界』2026年2月号)
- ※9 三谷一郎『丸山眞男は戦後民主主義をいかに構想したか』

●公開学習会の動画を配信しています
[【https://www.youtube.com/watch?v=VX8xdsI66XQ】](https://www.youtube.com/watch?v=VX8xdsI66XQ)



伊勢神宮参拝に抗議するNCC抗議文

2026年1月5日発行

立憲民主党・野田代表ならびに国民民主党・玉木代表
 にも1月18日付で発行

内閣総理大臣 高市早苗様

伊勢神宮参拝に抗議する

私たち日本キリスト教協議会(NCC)靖国神社問題委員会は2025年12月10日付で「年頭の伊勢神宮参拝をしない」よう要請した。しかしあなたは、2026年1月5日午後、伊勢神宮を参拝した。

いうまでもなく伊勢神宮参拝は、公的立場にある者が「いかなる宗教的活動もしてはならない」とする、日本国憲法第20条3項の「政教分離の原則」に反することであり、毎年くり返されている首相らによる新年の伊勢神宮参拝は、明らかなる違憲行為である。さらに新年の伊勢神宮参拝後に、マスコミを前にして記者会見までも開き、あたかも国の当然の行事であるかのような行為を私たちは断じて見過ごせない。そのゆえに、毎年首相に宛て伊勢神宮参拝をしないよう要請してきた。それにもかかわらず今年も、あなたを始め、閣僚や国会議員等が伊勢神宮参拝を行ったことに対して、改めて強く抗議する。

伊勢神宮は、皇室の祖先神が祀られているとされ、戦前は靖国神社と共に国家神道を支える重要な役割を果たした。戦後、伊勢神宮は国から完全に切り離されたが、現在は約8万とされる各地の神社の本宗として、

重要な位置を持ち役割を果たす特定の宗教施設である。

先のアジア・太平洋戦争時において、日本人の多くは天皇制軍国主義に苦しめられた。それにも増してアジア諸国の人々は、日本軍の侵略行為によって甚大な被害を受け、大きな犠牲を強いられた。侵略した国々には次々と「神社・神宮」を建て、参拝を強制・強要したことは歴史的事実である。しかもその果てに、参拝を拒否したために投獄され、死に至った人々の苦難の歴史があることを私たち加害者である日本国・日本人は忘れてはならない。

こうした視点に立つと、あなたの伊勢神宮参拝は、あの忌まわしい戦争の責任を不問にすることに通じるだけでなく、多くのアジアの人々に大きな不信感を抱かせ、深く傷つけていることとなる。今後求められるのは、隣国との和解や友好の促進、地球規模の視野に立つ共存社会の実現である。しかしあなたの伊勢神宮参拝は、その形成に大きな阻害要因になることは明らかである。

私たちは、今回のあなたの伊勢神宮参拝も、国と天皇制との結びつきをさらに強化し、伊勢神宮を国の宗教施設とすることへ道を開くきっかけとなることを危惧する。

今後、二度と伊勢神宮を始め、靖国神社、その他諸神社等への参拝だけでなく、一切の特定宗教への関わりをしないよう、強く求め、今回の伊勢神宮参拝に改めて抗議する。

2026年1月5日

日本キリスト教協議会(NCC)

靖国神社問題委員会 委員長 関伸子

全国各地の信教の自由を守る日集会2026

(バプ連関連) 開催日表記無しはいずれも2/11に実施

○道民連絡会議主催2・11紀元節復活反対道民集会

場 ライフォートホテル 講 中島光孝弁護士「なぜ政教分離が必要か」 参 180名余

○札幌キリスト教連合会信教の自由を守る委員会主催2・11集会

場 日本キリスト教団札幌北光教会 内 平和行進、ワークショップ(北光教会厨房でお弁当作りと配布30食分) 講 稲生義裕日キ豊平教会牧師「とよひら食堂と隣人との分かち合い～貧困と平和の問題を考える」 参 120名余(リモート20サイト)

○バプ連北関東社会委員会ヤスクニフィールドワーク1/22 オンライン学習会、1/29 フィールドワーク

講 辻子実さん(恵泉バプテスト教会)

○神奈川バプテスト連合「信教の自由を守る日集会」

日 2月21日 場 相模中央キリスト教会(+オンライン) 講 森島豊さん(青山学院大学教授・大学宗教主任 内「なぜ今、日本人は戦前の体制へ向かうのか?～日本人の権利意識が導く危険性」…東京連合、北関東連合にも呼びかけ、連合を超える形で実施。近代の日本社会における“国家”形成の特徴と経緯をたどりながら、日本の「人権」思想がどのように組み立てられ、浸透していったのかを丁寧に説明して下さった。その上で、「天皇型人権」と表現される日本独特の「人権」思想には、個人の尊厳よりも忠誠心が強く、抵抗権を阻まれた形でこんにちに至っていることが明らかとされる集会であった。

○西関東連合社会部平和祈禱会

日 2月8日 場 日本バプテスト静岡基督教会 参 16名 内「映画 日本国憲法」上映会と懇談…自衛隊が全国配備される中、自衛隊の家族が地域の中に入っている。どう対話するか

○第60回なくせ建国記念の日、許すな靖国国営化2・11東京集会

場 日本基督教団信濃町教会 講 石黒イサク氏(美濃ミッション代表) 参 70名

内「どこまで見抜けるか迫害の文脈化～美濃ミッションの体験から」…帝国政府は、天皇を利用して日本を支配しようとした。そのモデルはキリスト教だった。聖書を修身・教育勅語、十字架を「日の丸」、讚美歌を「君が代」に置き換え、教会は例えば詩篇の話と元寇をつなげて説明しようとした。これが迫害の文脈化。キリスト教は「公認宗教」という立場を守るために神社を認めた。その中で抵抗を貫いたキリスト者もいた。これからの正念場となる。

○関西集会

場 バプテスト京都教会 講 朴思郁さん 参 40名(オンライン含む) 内「違いを超えて対話する教会、信仰の自由と共同体の一致～教会内における信仰理解や違いをどう乗り越えるか」

○2・11「建国記念の日」を問う広島集会

場 世界平和記念聖堂・広島カトリック会館多目的ホール 講 小河義伸さん 内「信教の自由を生きる～戦争準備に抗して」 参 70名

○バプテスト北九州地方連合 信教の自由を守る2・11集会

場 若松バプテスト教会 講 金丸英子さん(西南学院大学神学部教授) 内「なぜバプテストは『信教の自由・政教分離』を主張するのか」を受けて分団に分かれて感想等を分かち合った後、分団発表の時を持った 参 大分教会をサテライト教会とした大分地区3教会(大分、別府、臼杵)等、オンライン参加も合わせ72名

○信教の自由祈禱会

場 那覇バプテスト教会 講 原誠さん(日本キリスト教団高崎南教会牧師) 参 90名(オンライン含む) 内「歴史をふまえて・わたしたちの今」…アクティブマイノリティがつながることの大切さ 主催:沖繩・信教の自由委員会 共催:日本キリスト教団沖繩教区宣教部、日本キリスト教会宜野湾告白伝道所、沖繩伝道所